



(様式第1号)

受付番号	江議第 107 号
受付日	平成 29 年 11 月 10 日
送付日	平成 29 年 11 月 13 日
答弁期日	平成 29 年 11 月 27 日
答弁受理日	平成 29 年 11 月 27 日

江田島市議会議長 林 久光 様

会 派 名 無会派

質問者氏名 胡子 雅信



文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の内容】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

新消防本部庁舎整備の建設候補地変更等に係る経緯について

(2) 質問の要旨

1. 当初計画予定地であった鷺部公園を候補地として新消防本部庁舎整備をするにあたって、公園の代替地を旧江田島小学校跡地(国有地)の一部とすることを平成28年10月12日の市議会全員協議会で報告された。

一方、平成28年11月7日開催の第117回国有財産中国地方審議会において、江田島市江田島町中央四丁目18656番14外1筆(10,707.16㎡)の国有地(旧江田島小学校跡地)を江田島市に対し、認定こども園、子育て支援センター、学童・市民農園敷地として時価売却することについて諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされた。

第117回審議会が開催される前に国有地の利用計画変更を中国財務局に通知する必



要はなかったのか伺う。

2. 旧江田島ボウル建物について、平成 13 年 7 月 19 日に旧江田島町が安芸郡町村税等滞納整理組合差押を原因として差押し、平成 18 年 7 月 21 日に江田島市が参加差押の手続きをした。差押・参加差押をするにあたっての滞納税の種類及び額を伺う。
3. 旧江田島ボウル建物所有者（法人）は平成 21 年 3 月 20 日広島地裁呉支部の費用不足による破産手続廃止の決定確定により同年 3 月 27 日に法人登記簿閉鎖となっている。その後、税徴収業務においてどのような対応をしたのか伺う。（平成 29 年 5 月 25 日に登記復活）
4. 平成 28 年 11 月 11 日、上記 2. にある旧江田島ボウル建物の差押・参加差押ともに解除により登記抹消となっているが、この時期に解除した理由及びこれまでの延滞税額を伺う。
5. 旧江田島ボウル跡地（4,749.98 m²）の所有者から売却しても良いとの協力申し出があった日付を伺う。
6. 平成 28 年 11 月 9 日（消防本部受付日）の上本議員の文書質問書に対し、「建設場所の再検討については、使用可能な市有地が存在するため、民有地の購入は考えていない。」との文書質問答弁書を平成 28 年 11 月 16 日に市議会議長宛て提出されている。民有地購入により固定資産税は入らなくなるが、旧江田島ボウル跡地の平成 28 年度固定資産税額（建物取壊し前）はいくらか。また、現消防本部庁舎の敷地（2,189.20 m²）は一部有償借地であるが、年額の借地料及び面積はいくらか。
7. 平成 29 年 5 月 26 日の市議会全員協議会で旧江田島ボウル跡地での概算事業費を 21 億 700 万円（詳細は以下）と示された。当初予定地の鷺部公園で建設した場合の概算事業費はいくらか。

平成 29 年 5 月 26 日全員協議会資料から抜粋		
設計業務	: 基本検討、地質調査、基本・実施設計	133 百万円
土木工事	: 浸水対策工事（擁壁、地盤改良、盛土）	451 百万円
建築工事	: 庁舎建設工事（訓練塔、車庫棟含む）	1,323 百万円
通信指令システム	: 設計、システム工事	200 百万円

- (3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）



(様式第2号)

江総第108号
平成29年11月27日

江田島市議会議長 林 久光 様

江田島市長 明 岳 周 作

総務部
市民生活部
土木建築部
消防本部



文書質問答弁書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく、胡子雅信議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

- (1) 質問項目
新消防本部庁舎整備の建設候補地変更等に係る経緯について
- (2) 答弁内容
別紙のとおり



(別紙)

1 国有財産中国地方審議会への利用計画変更通知

未利用国有地等の取得等につきましては、平成28年3月7日付けの取得要望として、「認定こども園、子育て支援センター、学童・市民農園敷地」を予定として利用計画を提出しておりました。

しかしながら、地方公共団体が用地を時価で購入する場合、用途指定が付されないこととされていることや、学童・市民農園敷地をより公共性の高い都市公園に変更することは、同じ公共利用目的であるため、利用計画変更通知は必要ないものと判断したものです。

2 旧江田島ボウル建物に対する差押・参加差押に係る滞納税の種類及び額

地方税の賦課徴収に関する情報は、法令の規定に基づく請求でない限り、開示することができません。

なお、法令に基づく請求による情報開示には、民事執行法第18条に基づく執行裁判所又は執行官からの税情報の請求などがあります。

3 旧江田島ボウルの法人登記閉鎖後の税徴収業務対応

前項の回答のとおり、賦課徴収に関することは開示することができません。

なお、督促につきましては、地方税法及び江田島市税条例に基づき、納期の翌月の20日に督促状を発送しております。催告書につきましては、会社が破産し、存在していないので、破産確認後は発送しておりません。

4 差押・参加差押の解除に関する登記抹消の理由及び延滞税額

差押の解除につきましては、一般論として、法人が倒産・解散し、清算終了したものは、滞納処分の執行停止（即時消滅の場合を含む。）の際、差押を解除するのが通例です。

しかしながら、本件につきましては、差押を解除していないことが判明したことから、平成28年11月11日付けで差押解除の手続を行ったものです。

延滞税額につきましては、2項の回答のとおり、賦課徴収に関することは開示することができません。

5 旧江田島ボウル跡地所有者からの売却協力申出日

平成29年2月7日15時に共同所有者の内、代表2名が本市に来訪され、協力申出がありました。

6 旧江田島ボウル跡地の平成28年度固定資産税額及び消防本部敷地の借地料・借地面積

旧江田島ボウル跡地の平成28年度固定資産税（土地）は、2項の回答のとおり、賦課徴収に関することは開示することができません。

なお、参考としまして、当該地の平成27年7月1日付け基準価格（平成28年度課税のための時点修正価格）の正面路線価は、24,900円/m²です。

また、現消防本部庁舎の有償借地部分につきましては、全敷地（面積2,189.20m²）の内、南側の訓練場部分（面積1,024.20m²）となります。

その借地料につきましては、年額1,920,000円（月額160,000円）です。

7 当初予定地(鷲部公園)で建設した場合の概算事業費

鷲部公園で建設した場合の概算事業費は、21億1,000万円と試算しておりました。

内訳につきましては、次のとおりです。

・設計業務	： 基本検討，地質調査，基本・実施設計	133百万円
・土木工事	： 浸水対策工事（擁壁，地盤改良，盛土）	462百万円
・建築工事	： 庁舎建設工事（訓練塔，車庫棟含む）	1,315百万円
・通信指令システム	： 設計，システム工事	200百万円